

愛知県多文化共生シンボルマークの使用承認に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県多文化共生シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用を承認する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用対象)

第2条 シンボルマークは、広く愛知県の多文化共生社会づくりの推進に寄与すると認められる事業に係る各種広報媒体について使用できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令もしくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用されるおそれのあるとき
- (3) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのあるとき
- (4) 自己の営利目的で使用されるおそれのあるとき
- (5) 県の中立性を侵すおそれのあるとき
- (6) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあるとき
- (7) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのあるとき
- (8) その他その使用が不相当と認められるとき

(使用承認申請)

第3条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ、「愛知県多文化共生シンボルマーク」使用申請書（別紙様式1）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づき、シンボルマークを使用しようとする者から申請書の提出があったときは、その内容を審査し、シンボルマークの使用を承認するときには、別紙様式2によりその旨を通知するものとする。

3 第1項の承認を受けることができるのは、次のものに限る。

- (1) 愛知県内に住所を有する者
- (2) 愛知県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 愛知県内に存する学校に在学する者
- (4) 愛知県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (5) 前各号のほか、特に知事が認める者

(使用上の遵守事項)

第4条 シンボルマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サイズを拡大・縮小する場合は、縦横の比率は変えないこと
- (2) カラー印刷をする場合は、原図のと通りの配色とすること
- (3) シンボルマークと誤認又は混同を生じさせる類似のものを使用してはならない
- (4) シンボルマークを第三者に使用させてはならない
- (5) 承認された用途にのみ使用すること

2 シンボルマークの使用承認を受けた者は、完成物を提出すること。ただし、完成物の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用料)

第5条 シンボルマークの使用料は無償とする。

(使用承認の取消し)

第6条 知事は、使用者に、第4条に掲げる条件に反する行為が認められた場合は、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用の承認を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も県に請求できないものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、知事が決定するものとする。

附則

この要領は、平成25年12月13日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。